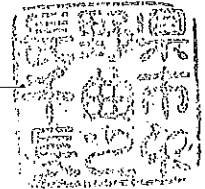


千曲市公共下水道の供用を開始するので、下水道法第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和4年3月17日から千曲市建設部上下水道課において縦覧に供する。

令和4年3月17日

千曲市長 小川 修



1 供用を開始する年月日

令和4年4月1日

2 供用を開始する区域

大字名	字 名	摘要
寂蒔	大土腐 土腐尻 野杭	一部
新田	見崎	一部
打沢	越田 松在毛	一部
栗佐	南村浦	一部
稲荷山	元町	一部
八幡	御頭免 東中曾根 中島 中川原 矢作畑 前川原	一部
中	十二木	一部
上徳間	町尻	一部
内川	西久保	一部

3 供用を開始する排水設備の分流式又は合流式の別
分 流 式

4 供用を開始する区域の略図
別紙のとおり

令和4年4月1日 供用開始区域図【粟佐・新田・打沢】



既に供用開始している処理区域	黄
新たに供用開始する処理区域	赤

S=1:10,000

千曲市

令和4年4月1日 供用開始区域図【寂蒔・中】

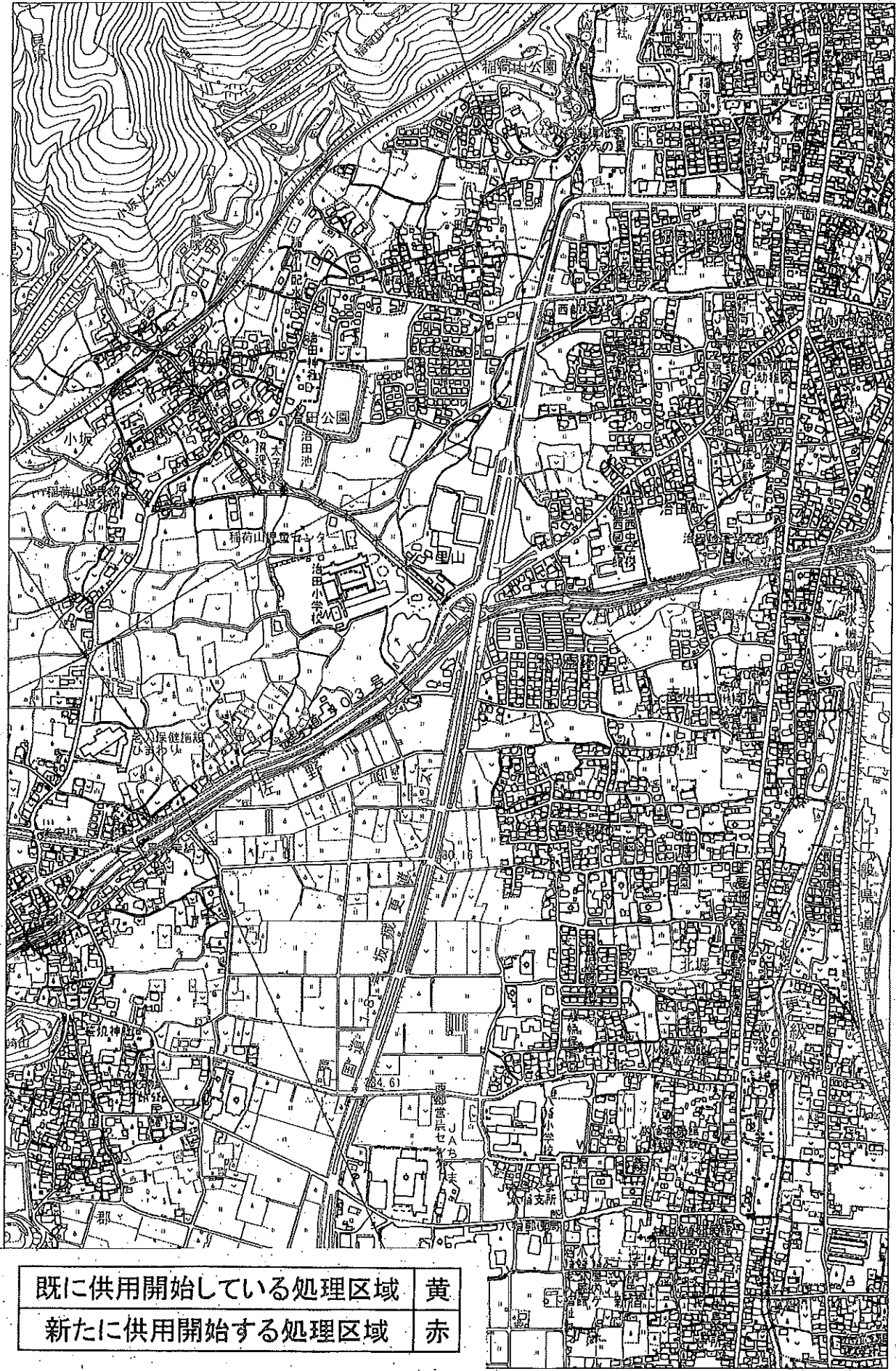


既に供用開始している処理区域	黄
新たに供用開始する処理区域	赤

S=1:10,000

千曲市

令和4年4月1日 供用開始区域図【稲荷山・八幡】



既に供用開始している処理区域	黄
新たに供用開始する処理区域	赤

S=1:10,000

千曲市

令和4年4月1日 供用開始区域図【八幡】



既に供用開始している処理区域	黄
新たに供用開始する処理区域	赤

S=1:10,000

千曲市

令和4年4月1日 供用開始区域図【内川・上徳間】



既に供用開始している処理区域	黄
新たに供用開始する処理区域	赤

S=1:10,000

千曲市